



## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 公的研究費等不正防止に関する基本方針

平成29年11月1日制定

地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「当機構」という。）は、公的研究費等（注）の不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費等の不正防止に関する基本方針を定めます。

1. 不正防止対策に関する責任体系を明確化し、当機構内に公表します。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正防止に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図ります。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施します。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費等の適正な運営及び管理を行います。
5. 公的研究費等の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築します。
6. 公的研究費等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備します。

（注）公的研究費等とは、国の各省庁及び各省庁が所管する独立行政法人並びに地方公共団体等の公的機関から配分される競争的研究資金のほか、基金、寄付金・助成金、補助金、委託料、運営費交付金等を財源として当機構で取り扱うすべての研究費をいう。